

内海地区家庭教育を推める会会則（

第1条（名称）

本会は、「内海地区家庭教育を推める会」（以下「本会」）と称する。

第2条（目的）

本会は、青少年の健全育成に地区民すべてが関心を持ち、地区民一体となって次代を担う青少年の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

第3条（事業活動）

本会は、前条の目的を達するために、次の活動を行う。

- (1) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための活動
- (2) 青少年の団体やグループ活動の育成を図り、青少年がこれに参加することを奨励する活動
- (3) 青少年をとりまく環境の浄化と非行防止を図るための活動
- (4) 明るい家庭・地域をつくるための活動
- (5) 家庭・学校・地域の連携を図るための活動
- (6) 体育及びレクリエーションを奨励するための活動
- (7) その他本会の目的を達成するための活動

第4条（組織）

本会は、内海地区に在住する者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第5条（役員・委員及び会計監査）

本会に、次の役員委員及び会計監査を置く。

- (1) 会長 役員会で選出し総会（全体会）の承認を得る。
- (2) 副会長 若干名会長の委嘱による。
- (3) 幹事 若干名会長の委嘱による。
- (4) 書記 2名会長の委嘱による。
- (5) 会計 2名会長の委嘱による。
- (6) 会計監査 2名会長の委嘱による。
- (7) 部長 2名会長の委嘱による。
- (8) 委員 部長の推薦により会長が委嘱する。

第6条（役員・委員及び会計監査の任期）

- (1) 役員・委員及び会計監査の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- (2) 補欠による役員・委員及び会計監査の任期は前任者の在任期間とする。
- (3) 役員・委員及び会計監査は、任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第7条（顧問）

本会には顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、必要に応じ各種会議に出席して意見を述べることができる。

第8条（任務）

- (1) 会長 本会を代表して、会の運営と推進を図る。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。
- (3) 幹事 会長と副会長を補佐し、必要な助言をする。

- (4) 書記 会長の指示に従って、本会の庶務を処理する。
- (5) 会計 会長の指示に従って、本会の会計を処理する。
- (6) 部長 部会の運営にあたり、本会の目的を達成するための活動を推進する。
- (7) 会計監査 会計の状況を監査する。
- (8) 委員部会に所属し、本会の目的を達成するための活動にあたる。

第9条 (部会の設置)

第2条の目的を達成するために、次の部会を設ける。

- (1) ふれあい部
- (2) かたらい部

第10条 (会議)

(1) 総会

総会は毎年1回以上開催するものとし、会長が召集して、本会の運営に関する基本方針及びその他必要と認めた事項を審議する。但し、総会は全体会（役員・委員）をもってかえることができる。

(2) 役員会

役員会は、本会の運営について必要な事項を審議するほか、必要に応じ緊急会議を開催する。

(3) 部会

部会は、本会の事業を実施するための具体的方策を検討し、実施する。

第11条 (事務局)

本会の事務局は、当分の間、内海中学校に置く。

第12条 (経費)

本会に要する経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもって当てる。

第13条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 (会則の改正)

本会の会則は、全体会（役員・委員及び会計監査）において出席者の2分の1以上の賛成を得て、これを改正することができる。

第15条 (委任)

この会則の施行について必要な事項は、全体会（役員・委員及び会計監査）で定める。

※ 付則

- ・この会則は平成27年11月8日から実施する。

- ・昭和41年7月20日「内海地区青少年を守る会会則」制定
- ・昭和63年5月23日「内海地区家庭教育推進協議会会則」に改訂
- ・平成2年5月10日「内海地区家庭教育を推める会会則」に改訂
- ・平成3年5月17日一部改正
- ・平成16年5月18日一部改正
- ・平成27年11月8日一部改正